

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめとした全てのステークホルダーの期待に応えるため、企業価値の向上や社会的信頼を積み上げていくことが重要であると
考えております。

その実現のため、コンプライアンスを重視し、経営の効率性や健全性、透明性を高め、監視機能を十分に発揮できるコーポレート・ガバナンス体
制の一層の充実に努めていく考えです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐々 香予子	468,600	20.88
林 幹治	287,110	12.79
シイエム・シイ従業員持株会	284,480	12.67
林 史子	110,000	4.90
トヨタ自動車株式会社	100,000	4.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	2.67
株式会社三井住友銀行	40,000	1.78
鷲尾 美里	36,600	1.63
龍山 真澄	31,500	1.40
佐々 優	30,000	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 _____

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 大阪 JASDAQ

決算期 更新 9月

業種 更新 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員
数 更新 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高
更新 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数
更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は支配株主を有していないため、該当する事項はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 **更新** 12名
 定款上の取締役の任期 **更新** 2年
 取締役会の議長 **更新** 社長
 取締役の人数 **更新** 6名
 社外取締役の選任状況 **更新** 選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 **更新** 設置している
 定款上の監査役の員数 **更新** 4名
 監査役の人数 **更新** 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役と会計監査人、内部監査室とは、定期的な情報・意見交換を行い常に連携を取り合い、それぞれの監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況 **更新** 選任している
 社外監査役の人数 **更新** 2名
 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
深見 裕康	他の会社の出身者				○					
後藤 武夫	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			〈選任理由〉 これまで培ってきた豊富なビジネス経験と見識

深見 裕康	○	——	を当社の経営に活かすため <独立役員指定理由> 金融機関における業務の経験により、財務・会計・監査等に関する専門的な知見を有しており、社外監査役としての職責を十分に果たしていることから、独立役員として適任であると判断したため
後藤 武夫	○	——	<選任理由> 弁護士としての豊富な知識と経験を当社の経営に活かすため <独立役員指定理由> 弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、独立役員として相応しいと判断したため

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 2名

その他独立役員に関する事項

毎月開催される取締役会及び経営企画会議等の重要会議に出席しており、取締役の職務執行状況、会社の内部統制の整備運用状況等を監査しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
 施策の実施状況 **更新** スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

2006年9月に、取締役及び従業員(当時)に対して、士気の向上及び業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与いたしました。現状380,000株が行使可能株数として保有されております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

2006年9月に取締役10名、従業員2名の合計12名に付与、そのうち2011年12月までに2名が権利行使期限満了を迎え、現状のストックオプション権利保有者は10名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2011年9月期において取締役に支払った報酬は158,350千円、監査役に支払った報酬は23,400千円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
 針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬限度額は、平成19年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議しております。取締役個々の報酬につきましては、取締役会決議に基づく役員の内規に則り定めております。監査役に対する報酬限度額は、平成19年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額4千万円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

該当事項はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)業務執行の状況

当社は取締役会を、毎月1回以上定期的に開催し、当社グループの重要事項について審議・意思決定を行っております。また、当社では取締役、執行役員、監査役及び子会社である株式会社CMC Solutions代表取締役、丸星株式会社代表取締役、並びにMaruboshi Europe B.V.取締役で構成する経営企画会議を毎月開催し、各部署での売上高及び営業利益予算実績対比、主力得意先販売状況、各部トピックス等経営に影響を与える事項について報告・協議を行い、経営陣がスピーディーに

共有できる体制を構築しております。

(2)監査役監査の状況

監査役は、取締役会・経営企画会議等の重要な会議に出席しており、取締役の職務執行を充分監視できる体制となっております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うなど常に連携を取り合い、監査の実効性の向上をはかっております。

(3)内部監査の状況

内部監査室は、室長1名、室員4名の計5名で構成しており、当社及び関係会社の業務監査を実施しております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うなど常に連携を取り合い、監査の実効性の向上をはかっております。

(4)会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では現在社外取締役の選任は行っておりませんが、監査役3名のうち2名の社外監査役を置き、取締役の職務執行について監査しております。

社外監査役である深見裕康氏は、経営に対する高い見識を有していることから、客観的で広範かつ高度な視点で当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適切な人物と判断し、社外監査役に選任しております。

また、後藤武夫氏は、法律の専門家としての豊かな経験と高い見識を有していることから、客観的で広範かつ高度な視点で当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適切な人物と判断し、社外監査役に選任しております。

当該社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役は、定例の取締役会・経営企画会議・監査役会他に出席し、客観的な立場から助言、提言を行うとともに、経営に対する監視機能を果たしております。

監査役と会計監査人との相互連携を図るため、定期的な情報・意見交換を行っており、社外監査役は適宜、情報・意見交換の場に参画するなどしております。内部監査室との連携につきましても、必要に応じて内部監査室からの監査報告を受けるなどにより情報共有を図っております。

上記選任理由と監査活動により、現在の社外監査役2名体制において、社外の視点からのチェックが十分に機能する体制が整っているため、現在の体制としております。

なお、社外監査役と当社との間には、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定 当社の決算月は9月であり、株主総会が集中しない時期となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 中間及び期末の年2回の定期的な決算説明会を開催しております。 あり

IR資料のホームページ掲載 自社ホームページに、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置 IR担当役員:代表取締役社長 代表執行役員 佐々 幸恭
IR担当部署:経営企画室

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施 当社グループは、「シイエム・シイグループ企業行動憲章」を制定し、人権尊重、関係法令、国際ルールの遵守とともに、社会的良識を持って事業活動を展開しております。また、ISO27001、プライバシーマーク、ISO14001、ISO9001の認証を取得しており、全社員及び関連協力先へのより一層の周知徹底によりその遵守を強化しております。
当社グループは、株主、お取引先、従業員、地域の方々など、広く社会にとって有用な存在であるべく、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を一層推進してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況】

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に関しては、以下のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、「シエム・シイグループ企業行動憲章」、「取締役会規則」等の行動規範に基づき職務を執行し、取締役会を通じて代表取締役の業務執行の監視、監督を行う。また、法令遵守体制にかかる規程を整備し、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。

・監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定と代表取締役の業務執行の状況について監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書管理規程」に基き、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

・代表取締役社長をリスクに関する統括責任者とする。

・部門ごとに対応すべきリスクについては、各部門が予防・対策に努めることとするほか、情報セキュリティおよび個人情報保護に関しては、「ISP関連規程」に対して対応する。

・内部監査部門である内部監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施するとともに、統括責任者に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

・中期経営計画を策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。

・取締役の職務の役割分担、責任権限を明確にするとともに、執行役員へ権限を委譲し、職務執行を効率的かつ迅速に行う。

・重要な経営課題について、取締役・執行役員他で構成される経営企画会議で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「シエム・シイグループ企業行動憲章」、社内規程の周知徹底と職務に関連した法令の遵守を徹底するために、定期的に教育を行う。

・「内部通報制度」を整備し、通報者保護の徹底、社外窓口の設置など、不正な行為を通報できる体制を整える。

・内部監査部門である内部監査室は、使用人の職務執行の状況について、定期的に内部監査を行う。

(6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要事項の決定には、子会社と十分に協議した上で当社取締役会の承認を行うことにより子会社の経営管理を行う。

・シエム・シイグループにおける企業倫理の徹底、コンプライアンス経営を推進するため、「内部通報制度」を活用する。

・監査役と内部監査部門である内部監査室が緊密に連携して、当社や子会社などの業務監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役は、内部監査部門である内部監査室等に所属する使用人から監査役職務を補助すべき使用人を指名できるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性に関する事項

・前号(7)の使用人の独立性を確保するため、配置する使用人の人事異動及び考課等については、事前に監査役会の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会、経営企画会議その他重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適時閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができる。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令・定款に違反する重大な事実等が発生した場合は、速やかに報告する。

・監査役は、会計監査人より、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性について報告を受ける。

また、内部監査部門である内部監査室より、監査結果について報告を受ける。

・監査役は、取締役が整備する「内部通報制度」による通報状況について報告を受ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役、会計監査人および内部監査部門である内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて、独自に弁護士等の外部専門家の支援を受けることができる。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適切かつ有効に対応するため、基本計画を定めた上、取締役管理本部長をプロジェクトリーダーとする内部統制報告制度対応プロジェクトにより全社的な体制で整備を行う。

・内部統制事務局は、内部統制報告制度対応プロジェクトに基づき、子会社を含め、シエム・シイグループの財務報告に係る内部統制の状況について統括・管理する。

・内部監査部門である内部監査室は、子会社を含め、シエム・シイグループの財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、是正すべき事項があればこれを内部統制事務局に対し勧告する。

(注) ISPとは、「情報セキュリティマネジメントシステム (Information Security Management System)」と「プライバシー保護 (Privacy)」から派生した当社の造語です。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループは、コンプライアンス経営の観点から企業倫理・行動規範に関する基本理念を「シエム・シイグループ企業行動憲章」として制定しております。同憲章において、反社会的勢力排除に向けた考え方を、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとる」旨明文化しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

(1) 上記「シエム・シイグループ企業行動憲章」について、社内教育を実施するとともに、役員・正社員・契約社員・嘱託社員全員から同意書を遵守する旨の「宣誓書」を徴求しております。

(2) 反社会的勢力からの不当な要求に対する対応部署は管理本部とし、管理本部長(あるいは総務部長)の指示のもと、厳格な対応をとることとしております。

(3) 当社グループにおける販売先、仕入先、外注先につきましては、反社会的勢力との関わりがないかどうかについて、新聞記事によるチェックを実施するなど排除体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 [更新](#) なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

該当事項はございません。